

有機飼料の日本農林規格の見直しについて（案）

農 林 水 産 省
平成18年2月17日

1 趣旨

有機加工食品の日本農林規格の改正に伴い、これを引用している有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）の改正を行う。

2 内容

有機飼料の日本農林規格の別表2について、有機加工食品の日本農林規格との整合化を図るための改正を行う。

有機飼料の日本農林規格の改正概要

1 第4条の改正 (改正部分抜粋)

事項	改正案	現 行
原 材 料	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条及び第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機乳 (4) 有機飼料 (略) 5 農畜水産物の加工品（1の(2)に掲げるもの、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） (略) 9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであつて化学的処理が行われていないもの。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合であつて、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限る、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。	次に掲げるものに限り使用することができる。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機乳 (4) 有機飼料 (略) 5 3又は4の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） (略) 9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであつて化学的処理が行われていないもの。ただし、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるもの限り、8に掲げる飼料添加物の入手が困難な場合は、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。
原 材 料 の 使 用 割 合	1 原材料（この表原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める同欄1及び2に掲げるものの割合が95%以上であること。 2 原材料（この表原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重	原材料（食塩及び水を除く。）に占めるこの表原材料の項基準の欄3から5までに掲げるものの重量の割合が5%以下であること。

	<u>量に占める、当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び有機飼料用農産物を除く。）、乳（有機乳を除く。）、飼料（有機飼料を除く。）、水産物及びこれらの加工品の割合が5%以下であること。</u>	
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあつては、別表1の調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであつて、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）に限り使用することができる。 （後略）	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。ただし、サイレージを生産する場合にあつては、別表1の調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであつて、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）に限り使用することができる。 （後略）

- ・ 不足条項を追加するとともに、書きぶりを整理する。

2 別表2の改正（薬剤(基準):改正部分抜粋）

改正案	現 行
<u>植物油及び動物油（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。）</u> <u>食用に用いられる植物の抽出物（天然物質由来のものであつて、農産物に対して病害虫を防除する目的で使</u> <u>用しない場合に限る。）</u>	植物及び動物油（農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。） [新設]

- ・ 食用に用いられる植物の抽出物を追加する。

改	正	案
有機飼料の日本農林規格 （目的） 第1条 [略] （有機飼料の生産の原則） 第2条 [略]		

現	行														
有機飼料の日本農林規格 （目的） 第1条 この規格は、有機飼料の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機飼料の生産の原則） 第2条 有機飼料は、原材料である、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第3条に規定する有機加工食品（以下「有機加工食品」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬利の使用を避けることを基本として、生産することとする。 （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	<table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>有機飼料</td><td>次条の基準に従い生産された飼料をいう。</td></tr><tr><td>有機乳</td><td>有機畜産物のうち乳をいう。</td></tr><tr><td>組換えDNA技術</td><td>酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。</td></tr><tr><td>飼料添加物</td><td>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。</td></tr><tr><td>サイレージ</td><td>牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。</td></tr><tr><td>転換期間中有機農産物</td><td>有機農産物の日本農林規格第4条の表は場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。</td></tr></table>	用 語	定 義	有機飼料	次条の基準に従い生産された飼料をいう。	有機乳	有機畜産物のうち乳をいう。	組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。	飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。	サイレージ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。	転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表は場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。
用 語	定 義														
有機飼料	次条の基準に従い生産された飼料をいう。														
有機乳	有機畜産物のうち乳をいう。														
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。														
飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。														
サイレージ	牧草等（乾燥して水分量を低下させたものを含む。）をサイロその他の適当な容器に詰め、乳酸発酵させて調製する飼料をいう。														
転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表は場又は採取場の項基準の欄1の②に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。														

（生産の方法についての基準）

第4条 [略]

（生産の方法についての基準）

第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
[略]	[略] 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条及び第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) [略]

事 項	基 準
原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第15条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物

(2) [略] (3) [略] (4) [略] 2 [略]	(2) [略] (3) [略] (4) [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 農畜水産物の加工品（1の②に掲げるもの、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合であって、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。
[略]	1 原材料（この表原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める同欄1及び2に掲げるものの割合が95%以上であること。 2 原材料（この表原材料の項基準の欄6から9までに掲げるものを除く。）の重量に占める、当該原材料に含まれる農産物（有機農産物及び有機飼料用農産物を除く。）、乳（有機乳を除く。）、飼料（有機飼料を除く。）、水産物及びこれらの加工品の割合が5%以下であること。
[略]	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とする。ただし、サイレージを生産する場合には、別表1の調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）に限り使用することができる。 2 [略] 3 [略]

(2) 有機加工食品（ただし、乳製品以外の畜産物を含むものを除く。以下同じ。） (3) 有機乳 (4) 有機飼料 2 有機飼料用農産物（飲食料品に供されない農産物であって、その有機飼料を製造し、又は加工する者により有機農産物の日本農林規格第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、有機農産物の日本農林規格第4条の表は場又は採取場の項基準の欄1の(i)中「多年生の植物から収穫される農産物にあつては最初の収穫前に3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつては最初の収穫前に2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産された農産物をいう。） 3 1及び2以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) 乳以外の畜産物 (2) 原料料として使用した有機農産物、有機乳、有機飼料及び有機飼料用農産物と同一の種類の農畜産物 (3) 放射線照射が行われたもの (4) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 4 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 3又は4の加工品（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 6 食塩 7 水 8 石灰石、貝化石、ドロマイト、りん鉱石及びケイソウ土（以下「石灰石等」という。）並びに化学的処理を行っていない石灰石等に由来するものであって、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、リン酸二石灰、リン酸三石灰及びびけい酸のうち化学的に合成された物質が添加されていないもの 9 飼料添加物（抗生物質及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）のうち天然物質又は天然物質に由来するものであって化学的処理が行われていないもの。ただし、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給のために用いられるものに限り、8に掲げる飼料添加物の入手が困難な場合は、当該飼料添加物に類似する飼料添加物を使用することができる。	原材料の使用割合	原材料（食塩及び水を除く。）に占めるこの表原材料の項基準の欄3から5までに掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
	製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、この表原材料の項基準の欄9の飼料添加物を使用する場合は、必要最小限度とする。ただし、サイレージを生産する場合には、別表1の調整用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）に限り使用することができる。 2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品、有機乳及び有機飼料は、他の農畜産物又はその加工品が混入しないように管理を行うこと。 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）に限り

